平成 24 ～ 26 年度の
基準年額 45,600 円（月額 3,800 円）

65 歳以上の方の介護保険料

保険料は、6 月に決定される住民税の課税状況や所得などによって決定されます。

第 4 期（平成 21 年度～平成 23 年度）				第 5 期（平成 24 年度～平成 26 年度）		
所得段階	対象者	保険料割合 (保険料月額)		所得段階	対象者	保険料割合 (保険料月額)
第 1 段階	住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	× 0.50 (1,375 円)	→	第 1 段階	住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	× 0.50 (1,900 円)
第 2 段階	住民税世帯非課税で、課税年金収入額と所得の合計が 80 万円以下の者	× 0.50 (1,375 円)	→	第 2 段階	住民税世帯非課税で、課税年金収入額と所得の合計が 80 万円以下の者	× 0.50 (1,900 円)
第 3 段階	住民税世帯非課税で、第 2 段階以外の者	× 0.75 (2,059 円)	→	第 3 段階	住民税世帯非課税で、第 2 段階以外の者	× 0.75 (2,850 円)
第 4 － 1 段階	住民税本人非課税で、課税年金収入額と所得の合計が 80 万円以下の者	× 0.90 (2,475 円)	→	第 4 － 1 段階	住民税本人非課税で、課税年金収入額と所得の合計が 80 万円以下の者	× 0.90 (3,420 円)
第 4 － 2 段階	住民税本人非課税（世帯内に住民税課税者がいる）の者	× 1.00 (2,750 円)	→	第 4 － 2 段階	住民税本人非課税（世帯内に住民税課税者がいる）の者	× 1.00 (3,800 円)
第 5 段階	住民税本人課税で、合計所得額が 200 万円未満の者	× 1.25 (3,434 円)	→	第 5 段階	住民税本人課税で、合計所得額が 190 万円未満の者	× 1.25 (4,750 円)
第 6 段階	住民税本人課税で、合計所得額が 200 万円以上の者	× 1.50 (4,125 円)	→	第 6 段階	住民税本人課税で、合計所得額が 190 万円以上の者	× 1.50 (5,700 円)

岐阜県介護保険料抑制市町村特別交付金により保険料が軽減されます

第 5 期（平成 24 年度～平成 26 年度）では保険料の増加を抑制するために交付される介護保険料抑制市町村特別交付金が交付され保険料が軽減されます。町では、保険料が 3 年間均等に軽減されるよう措置いたします。

◇◇◇